

農工商等連携推進事業委託仕様書

1 事業目的

川崎市内産農産物の付加価値向上や農作業の効率化・省力化、地域の活性化等を図るため、農業者、JA、工業者、商業者、大学、NPO、市民等の多様な主体とのネットワークを構築し、都市農業における課題の解決手法を探る「課題解決セミナー」（以下、「セミナー」とする。）を開催する。

同時に、具体的な課題解決に向けた助言やフォローを実施することで新たな農業価値を創造し、川崎ならではの「多様な連携による都市農業」を次世代に引き継いでいく。

2 業務概要

セミナー等を企画し、本市と連携して参加者の呼びかけを行い、準備や当日の運営を含めて受託者により開催する。

併せて、セミナー等で抽出された課題の解決策を具体化するため、農業者への訪問等によるヒアリングやアドバイスを行う。次年度における事業説明に活用できるよう、分かりやすい表現とデザインにより一連の結果についてとりまとめ、報告書を作成する。

3 業務詳細

(1) セミナー等への参加者募集業務

本市の指示のもと、参加募集チラシを作成し本市が作成した対象者リストに基づき募集事務を行う。（セミナー等 2 回分）

- ・最大約 500 団体への呼びかけ。
- ・参加募集チラシ 1,000 枚（A4 表裏カラー）

(2) セミナー等企画運営業務

ア セミナー等のテーマを設定するため、農業者に対してアンケート調査を実施する。（最大約 300 件）

イ 委託期間内に、セミナー等を 2 回企画し、開催・運営する。

ウ セミナー等は各 30 人規模で参加者同士が交流できる会を目指し、都市農業課題の抽出や解決に向けた事業化やマッチング等に繋がる内容とする。

（セミナーは、ゲストトークやワークショップ等を取り入れたものを 1 回は開催することとするが、残り 1 回については、目的が達成できるのであれば、形式は問わないものとする。例示：マッチング商談会、関係者で先進事例を学ぶ現地視察など）

さらに、それに対応できる会場や備品、講師、車両、飲食物等に関する申込み、手配、料金の支払いを総括して行う。

エ 企画、準備、資料作成（配布資料、投影データ含む）及び当日の会の運営、記録業務を行う。

オ セミナー等に同席し、必要に応じて課題等に対する助言等を行う。

カ セミナー等の参加者に対してアンケートを実施する。内容は市と協議のうえ、あらかじめ作成する。

キ セミナー等の結果を広く展開し、農業振興に係る事業に反映させることを目的として、開催毎に内容をまとめ、分かりやすいデザインと表現により報告書（A3 両面カラー1 枚二つ折りのリーフレット型）を作成し、1,000 部をカラー印刷のう

え、募集時に呼び掛けた最大約 500 団体に 1 部ずつ送付し、残りを市に送付すること。併せて報告書の電子データも市に送付すること。

ク なお、新型コロナウイルス感染症等、不測の事態により、会場に集まることが困難となった場合は、市と協議のうえ、事業目的を達成できる方法（オンライン等）対応するものとする。

(3) 農業者への啓発活動・課題解決に向けたアドバイス

次のア、イを合わせて 20 回程度行い、その経過を随時、電子データにより報告書を作成して市に提出すること。

ア 啓発活動

農商工等の多様な連携に興味を抱く農業者を訪問し、ニーズのヒアリングやネットワーク構築のための啓発活動を行う。

イ アドバイス及びフォロー

セミナーで抽出された課題の解決に繋がる事業化やマッチングについて、実装に向けて、農業者や関係事業者に対し、アドバイス及びフォローを実施すること。

(4) 成果物

(1)～(3)に掲げる取組について、今後の施策に向けた展開可能性を分析し、その内容を盛り込んだ報告書を作成する。報告書については電子データに加えて、簡易的なカラー印刷により 10 部を納品するものとする。

4 検査

本仕様書に基づき、検査員が検査を行う。

5 支払方法

支払は、契約期間終了後、履行を検査・確認した上で、受託者の発行する適法な請求書に基づき、一括して支払う。

6 その他

- (1) 本事業の実施に際し、本市と十分な連絡・調整を行うこと。また、セミナーの運営に際しては、本市及び施設管理者と十分な連絡・調整を行うこと。
- (2) 契約後、本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合、また、記載されていない事項については、担当者と協議の上、指示に従うこと。
- (3) 本事業の実施において得た情報は、本事業以外の目的に使用しないこと。また、本事業が終了した後は、速やかに破棄すること。
- (4) 業務に関する内容は、市に許可なく外部に発表しないこと。
- (5) 受託者の責任に起因する問題が発生した場合は、受託者は自己の責任において、これを修復するものとする。
- (6) この仕様書の内容は、受託者と協議の上、変更することができるものとする。